

東京の露場の移転先について

気象庁本庁庁舎の移転に伴う東京の露場の移転先を「北の丸公園」とします。

1. 概要

- ・ 気象庁(東京管区気象台)では、気象庁本庁庁舎(千代田区大手町)の敷地内にある観測場所(以下、「露場(ろじょう)」という。)で東京の気象を観測しています。
- ・ 平成25年度を目途に気象庁本庁庁舎は虎ノ門へ移転する計画であり、これに伴い東京の露場も移転する必要があるため、環境省のご協力を得て、移転先を北の丸公園内とします。
- ・ 北の丸公園は閣議了解により建築物の設置が制限されていることから、同公園内への東京の露場(気象庁観測施設)の整備について閣議の了解を仰ぐこととします。
- ・ 気象庁と環境省では、今後も地球環境分野においてより一層の連携を推進してまいります。

2. 閣議了解予定日

平成20年9月19日(金)

本件に関する問い合わせ先

気象庁(03-3212-8341)

観測部計画課 内線 4108

東京管区気象台(03-3212-8341)

総務部業務課 内線 5542

皇居周辺北の丸地区の整備について

〔平成 20 年 9 月 19 日〕
閣 議 了 解 案

皇居周辺北の丸地区に置く施設には、昭和 41 年 1 月 11 日、昭和 47 年 9 月 12 日及び昭和 56 年 6 月 26 日の閣議了解によるもののほか、気象庁観測施設を含めることとする。

説 明 書

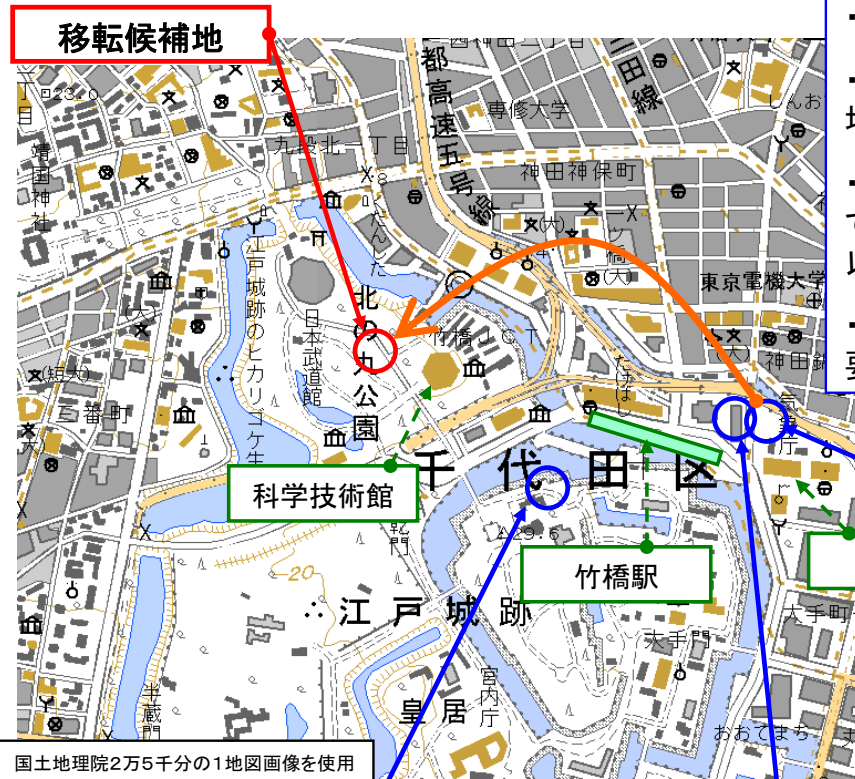
平成 19 年 6 月 15 日の「国有財産の有効活用に関する検討・フォローアップ有識者会議」の報告に基づき、気象庁本庁庁舎は平成 25 年度を目途に現在の大手町から虎ノ門に移転する計画である。これに伴い、現在同庁舎の敷地内に設けている東京の気象観測を行う場所も移転する必要がある、同報告において移転先の確保のため関係機関が努力することが必要とされた。

東京の気象観測は、120 年以上に及ぶ長期間にわたって、竹橋駅付近の同一地域で実施されており、東京の気候変化の監視のためには、同庁舎移転後においても同一地域で継続して実施されることが必要である。

しかし、竹橋駅付近の市街地は高層の建築物が密集して立ち並んでおり、北の丸公園以外の場所では気象観測に必要な環境が確保できないこと、一方、同公園は森林公園として使用する目的から建物等の整備が制限されており、気象観測に必要な環境を将来の永きにわたって維持できる適切な場所であることから、同公園内を東京の気象観測の移転先といたしたく、皇居周辺北の丸地区への気象庁観測施設の整備について閣議の了解を仰ぐものである。

(参考)

東京の気象観測の移転候補地について



国土地理院2万5千分の1地図画像を使用

- ・平成25年度に、気象庁本庁は虎ノ門に移転する計画
- ・これに伴い、同庁舎敷地内にある東京の気象観測を行う場所についても移転が必要
- ・120年以上に及ぶ長期間にわたって同一地域で実施されてきた東京の気象観測の継続を踏まえると、北の丸公園内以外には気象観測に必要な環境を確保できる場所がない
- ・このため、東京の気象観測を北の丸公園内に移転する必要がある



(参考) 気象庁観測施設の整備前後での景観「敷地の北側から望む」

整備前(現状)



整備後のイメージ

整備にあたっては周辺の景観に配慮するとともに、来園者が利用できる気象の見学施設として活用する予定。



気象庁観測施設